

南砺市農業委員会第2回総会 会議録

- 1.招 集 日 令和8年8月7日
- 2.開会時刻 令和8年9月8日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和8年9月8日 午後2時36分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 18 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	堂前 光宏	出	11	今井 智	出
2	小椋 博史	欠	12	石崎 敏行	出
3	北島 直道	出	13	谷田 弘志	出
4	中村 貞信	出	14	川高 謙一	出
5	細木 和隆	出	15	神田 照美	出
6	影近 博明	出	16	石橋 久雄	出
7	野原 哲二	出	17	川合 初浩	出
8	池田 昌秀	出	18	金田 雄介	欠
9	吉田 優子	出	19	前川 茂	出
10	中川 孝信	出	20	加藤 善躬	出

7.議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地の非農地証明願いについて

第4 協議事項

協議第1号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第5 報告事項

報告第2号 農業振興地域計画の軽微な変更について

第6 その他

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 小林 由香

主査 桶谷 祐介、主任 重原 智恵、主事 中藪 慧

9.会議の概要

事務局長

お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。定刻より少し早い時間となりますが、只今から第2回南砺市農業委員会の令和8年9月の総会を開始いたします。よろしくお願いいたします。

市内の農作業は稲刈りが最盛期ですが、8月19日にJA全農とやまが発表した今年収穫されるコメに対するJAの前払い金「概算金」が、「富富富」の1等玄米60キロあたりの概算金は2万800円、「コシヒカリ」や「てんたかく」、「てんこもり」は2万円で、昨年よりも6千円安となりました。JA全農とやまによりますと、主食用米の適正在庫量を大幅に上回る在庫があることや今年のコメの生産量が国の生産目安を上回る見込みとなっているなど価格を引き下げる要因がある一方、生産にかかる今年のコストが60キロあたり約2万円と試算されていることなどと踏まえ、県産米の概算金は2万円前後にとどまったそうです。ちなみに他県ですと、新潟県では魚沼産コシヒカリが2万1千円で一般コシヒカリが18,500円、高知県と静岡県では1万4千円台などとなっているそうです。

それでは、総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中18名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しており、総会が成立することをお知らせいたします。会議の開始にあたり、加藤会長からの挨拶をお願いいたします。続いて議事進行についてもお願いいたします。

議長

皆さんご苦勞様です。2週間程入院していた間皆さんにご迷惑をおかけしたと思いますが、すみませんでした。総会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。では最初に議事録署名人の選出です、ご指名してよろしいでしょうか？

(異議なし)

議長

異議なしということで、3番の北島委員、4番の中村委員のお二方をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、議案第4号の許可申請について事務局より議案の朗読説明を求めたいと思います。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

議案2ページをご覧ください。今回2件の申請がありました。

田3筆=1,230㎡です。議案の3ページをご覧ください。

受付番号1番についてです。資料1ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は△△△△さんです。申請地につきましては、田2筆=1,082㎡です。

【理由】譲渡人については、県外在住であり耕作を継続する事が難しく、地元耕作者へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

受付番号2番についてです。「資料」2ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は△△△△です。申請地につきましては、田1筆=148㎡です。

【理由】譲渡人については、県外在住であり耕作を継続する事が難しく、地元耕作者へ所有農地について所有権を移転する申請があったものです。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。

議長 何かご意見はございませんでしょうか？

(意見無し)

議長 無いようでしたら異議なしとしたいと思います。いかがでしょうか。異議なしの方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 どうもありがとうございます。それでは次に進みます。議案第5号、農地の非農地証明願いについてよろしくをお願いいたします。

事務局 議案第5号、農地の非農地証明願いについて説明いたします。本議案は、申請に基づき申請地について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことを証明するために上程するものです。議案4ページをご覧ください。

今回は2件の非農地証明願申請がありました。

〇〇地域で1件 田=1,083 m² △△地域で1件 田=23,091 m²
畑=12,984.61 m²、合計で37,158.61 m²の申請がありました。

議案5ページをご覧ください。資料は3ページをご覧ください。受付番号1についてです。申請地は〇〇地域の打尾川の川沿いにある農地で、戦後食料を自給する必要がなくなったため、昭和40年ごろより田から山林に移行していた土地です。資料の4ページをご覧ください。現地確認前に航空写真で確認した際は、申請地は山林化が進んでおりました。資料の5ページをご覧ください。本件は地域からのイノシシ柵の設置要望を踏まえ、〇〇〇〇から申請があったものです。現地確認を行った際、既に〇〇〇〇による樹木の主伐作業が始まっており、申請地には伐採後の樹木と地中の根を残すのみとなっております。樹木が伐採されたとはいえ、申請地は依然として農地として復元することは難しい状態であり、また原野としての地目判断基準を満たすことから現況地目「原野」と判断いたしました。

続いて受付番号2についてです。議案は5ページ～9ページをご覧ください。資料は6ページの位置図をご覧ください。申請地は△△の住民により耕作されていましたが、△△建設に伴い昭和53年に△△は閉村し、土地は△△、現南砺市が買収しました。閉村後当該土地は耕作しておらず、現在は南砺市の土捨て場として利用されております。今回、今後の土地利用の際の円滑な手続きの為に、登記情報を現況に即したものとするために担当課より非農地証明願いの届出があったものです。資料8ページをご覧ください。現地については、雑草や低木が生育しており、農地として復元することは難しい状況でした。また受付番号1番同様、

原野としての地目判断基準を満たすことから現況地目「原野」と判断いたしました。

現地確認については、受付番号 1 については 8 月 18 日、受付番号 2 については 8 月 19 日に実施いたしました。受付番号 1 は〇〇委員に、受付番号 2 は△△委員に現地確認を同行していただきました。以上です。

議長 それでは〇〇地域へ同行された〇〇委員、意見をよろしく願いいたします。

〇〇委員 はい、現地を確認しました。今報告があった通り、生えていた木を伐採した状態で、木、枝ともに現地に置いてありました。根も現地にまだ残っていて、農地として復元することは不可能と認識しました。

議長 ありがとうございます。続きまして△△地域へ同行された△△委員、意見をお願いいたします。

〇〇委員 私は、今回初めて△△の奥まで行きました。現地については、資料の写真にあるとおり、もう農地というものではないという判断をいたしました。以上です。

議長 どうもありがとうございました。以上の報告を受けまして、ご意見ございますでしょうか

(意見無し)

議長 意見が無いようでしたら採決を取りたいと思います。異議なしと認める方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員の挙手をいただきました、ありがとうございます。
それでは協議事項に入りたいと思います。協議第 1 号について説明をよろしくお願いいたします。

事務局 議案 10 ページ協議第 1 号、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてです。

協議に入る前に農振除外について、簡単にご説明します。農業を最優先に進めるべきエリアとして指定された「農用地区域（通称：青地）」から、特定の土地を外す手続きのことです。

農業振興地域に指定されている土地は、原則として農業の継続利用が求められるため、宅地や駐車場、事業用地などへ転用したくても、そのままでは農地転用の許可申請に進むことができません。つまり、農用地区域（青地）の農地を農地転用したい場合には、原則として農振除外が前提となります。しかし、農用地区域（青地）の土地を農地以外へ転用するためには、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第 13 条第 2 項に基づく 6 つの要件をすべて満たす必要があります。

す。1 つでも欠けると原則として除外は認められません。

【6 つの条件の内容】とは

- 1 代替性がないこと : その目的を達成するために、他の土地（白地や宅地など）では代えられない。
- 2 地域計画に支障がないこと : 市町村の将来の農業構想を妨げない。
- 3 農業利用に支障が少ないこと : 周辺の農作業の効率を下げない。
- 4 担い手への支障がないこと : 地域の中心的な農家の経営に悪影響を与えない。
- 5 農業用施設に支障がないこと : 用水路や農道などのインフラを損なわない。
- 6 区画整理から 8 年経過 : 国の補助などによる、ほ場整備が終わってから 8 年以上経過している。

これら 6 つの条件について、申請書類を元に要件を満たしている事を事務局で確認し、総会に諮っております。手続きの流れは申請から完了まで、半年から 1 年程度（大規模はそれ以上）かかります。受付時期については、南砺市は偶数月の 20 日締めとなっております。

それでは、議案 11 ページです。今回、3 件申請がありました。

田 4 筆＝3,226 m²です。

受付番号 1 番です。資料 9 ページです。除外願出者は〇〇〇〇さん・譲受人は、△△△△さんです。申請地については田 1 筆＝403 m²です。除外後の用途は「一般住宅敷地拡張」です。

願出者ご夫妻は現在、二人世帯で高齢となり、農地の維持管理について将来的な不安を抱いていらっしゃいます。そのため、今後は娘夫婦と協力して維持管理を続けていくことになりました。娘夫婦は市外アパートに居住しており、間もなく出産を控え子育てにおいて、両親の協力を得たいと考えております。当初、夫の実家に同居する予定で住民登録をしたが、夫の妹が県外から実家に戻ることになり、娘夫婦の居住が困難となりました。また、将来的にはご両親の介護が必要になることも考えられるため、申請地に戸建て住宅を建てたいとのことで、申請に至りました。

受付番号 2 番です。資料 10 ページです。除外願出者は〇〇〇〇さんです。申請地については田 1 筆＝115 m²です。除外後の用途は「駐車場敷地」です。願出者は古民家を活用し、カフェ・飲食・宿泊を提供する事業を計画されております。具体的な事業計画は居宅の一部を改修し、セルフレジを設置し、セルフカフェおよび宿泊施設として改造を予定。納屋の活用は、シェアキッチンとして 3 組のテナント入居を目指し、スペースを提供。蔵の活用として、家族向けの宿泊施設 1 室を計画しております。そこで現在、事業に必要な駐車場が不足しており、テナント用 3 台、宿泊客用 4 台で計 7 台の駐車場確保が必要であるため、申請があったものです。

受付番号 3 番です。資料 11 ページです。除外願出者は〇〇〇〇さん、譲受人は、△△△△です。申請地については田 2 筆＝2,708 m²です。除外後の用途は「牛糞調整施設」です。申請地の隣接地に位置

する〇〇では、現在もみ殻と牛糞を用いて、年間約 3,500t の堆肥を製造しています。このうち約 1,200t について、申請地に建設される牛糞調整施設において水分をより少なくする処理が行われます。その後、〇〇に新設予定の、もみ殻燐炭牛糞ペレット製造施設へ搬入され、もみ殻燐炭牛糞ペレットが製造される計画です。今回の申請は、水分量を調整する施設のみに関するものです。以上です。

議長 ただ今の説明に対しご意見やご質問ございませんでしょうか。

(意見・質問無し)

議長 意見・質問が無いようでしたら異議なしということで、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員挙手いただきましたので次の議題に進みます。報告第 2 号について、よろしくお願いいたします。

事務局 報告第 2 号、農業振興地域整備計画の軽微な変更についてです。
報告に入る前に、概要を簡単にご説明いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更とは、農業への影響が少なく小さな変更に関し、農用地区域（青地）の指定を解除する「農振除外」を行わずに、土地の用途区分を「農業用施設用地」などに変更する手続きのことです。

【特徴と要件について】

- 除外は不要 ：土地は農用地区域（青地）のまま残ります。
- 対象となる事業：畜舎、堆肥舎、農機具格納庫、農業用倉庫などの農業用施設を設置する場合に対象となります。
- 面積の制限 ：原則として計画する施設の面積が適当であり、1ha を超えないことが要件です。
- 除外との違い ：軽微な変更を行っても農用地区域のままですが、農地法で定義する「耕作目的の農地」ではなくするため、別途農地転用の手続きが必要です。また、住宅や資材置場など農業用以外へ転用することはできません。
- 手続きの期間 ：一般的な農振除外に比べて期間が短く、自治体により異なりますが約 1 ヶ月～3 ヶ月程度で完了することが多いです。
- 例外（手続き不要のケース）：市町村によっては、所有者自身が行う小規模な開発（例：用地面積 2 アール未満、かつ延床面積 90 ㎡以下の農業用施設など）であれば、軽微な変更の手続き自体を不要としている場合があります。

議案 13 ページをご覧ください。今回、2 件の届出がありました。面積については、田 1 筆＝154 m²、畑 1 筆＝112 m²、合計＝266 m²です。

受付番号 1 番についてです。資料 12 ページをご覧ください。願出者は〇〇〇〇さん 田 1 筆＝154 m²で、変更後の用途については「干柿乾燥場」です。願出地は農地（田）でありながら、既に申請者所有の干柿乾燥場が建設されている状況です。これは農地法における無許可転用であり、是正を要する事案と認識しております。申請者によると、冬季には年間約 200 箱の干柿生産を予定しており、その製造作業や製品管理において、自宅から離れた場所での運用は困難であるとの理由から、現状の施設位置での継続利用を希望し、是正申請に至ったものです。

受付番号 2 番についてです。資料 13 ページをご覧ください。願出者は〇〇〇〇さん、譲受人は△△△△さん、畑 1 筆＝112 m²で変更後の用途については、「農機具格納庫」です。こちらにも、申請地は農地（畑）であるにも関わらず、既に願出者所有の農機具格納庫が建設されています。これは農地法に基づく無許可転用であり、是正が必要な事案と認識しております。申請地は、申請者が令和 7 年 3 月 20 日に叔母から相続により取得した土地です。建設時期の詳細は不明ですが、昭和時代から農機具格納庫として利用されてきた経緯があります。願出者自身の農地については、全て譲受人に耕作を依頼しており、農機具格納庫は使用しておりません。譲受人は以前より農機具格納庫を使用しており、その近辺に所有する農地も自ら耕作しています。譲受人から、耕作地周辺に農機具を保管することで、効率的な作業が可能となるため、現状の施設位置で継続利用を希望する旨の申し出がありました。この申し出を受け、今回の是正申請に至ったものです。以上です。

議長 ただ今の説明に関しましてご意見・ご質問はないでしょうか。

（意見・質問無し）

議長 無いようでしたら、特に無いということで進めたいと思います。
その他事項がありますので、説明をお願いします。

事務局 その他事項がございますので説明いたします。今回会長が入院され、南砺市農業委員会慶弔・傷病見舞金等に関する内規に従いまして、見舞金をお渡しさせていただいております。

議長 皆様、本当にどうもありがとうございます。

事務局 皆様からお預かりした会費からの支出につきましては、その都度明細を皆様に報告させていただく予定になっておりますので、よろしくをお願いします。

事務局 続きまして、私の方からは 3 点ございます。まずは地域計画の変更についてでございます。

令和 7 年 3 月に策定されました地域計画につきまして、今回変更の申

請がありました。地域計画変更の場合は農業委員会を含めた関係機関への意見聴取が必要です。つきましては、農業委員会の皆様のご意見を伺いたく、ご報告させていただきます。お配りした資料を元に今回申請があった地域計画変更内容について簡単にご説明させていただきます。

今回の変更地区数としましては、〇〇地域で2地区、△△地域で2地区、□□地域で1地区の計5地区です。A4資料の通し番号5ページをご覧ください。

〇〇地域です。〇〇地域は〇〇地区と〇〇地区の2地区に変更がありました。〇〇地域番号1番は〇〇地区です。A3の目標地図1枚目、〇〇地区の目標地図をご覧ください。目標地図左下の赤枠で囲んでいる部分が今回の変更地です。〇〇地区の変更要因は農地転用の為の除外によるものです。申請地は目標地図において10年後の担い手が定まっていないう今後検討土地となっておりますが、今回の申請により地域計画から除外される予定です。

続きまして、〇〇地域番号2番です。こちらは〇〇地区です。目標地図は2ページ目の〇〇地区をご覧ください。地図の中央右側の赤枠で囲んでいる部分が今回の変更地です。申請地は〇〇〇〇が担い手となっている土地です。〇〇地区の変更要因も〇〇地区と同様、農地転用の為の除外によるものです。

A4資料の通し番号19ページをご覧ください。△△地域です。△△地域は△△地区と△△地区の2地区に変更がありました。△△地域番号1番は△△地区です。目標地図3枚目、△△地区の目標地図をご覧ください。地図の中央上の赤枠で囲んでいる部分が今回の変更地です。申請地は〇〇〇〇が担い手となっている土地です。変更要因は農地転用の為の除外によるものです。

続いて△△地域の番号2番及び3番についてです。こちら△△地区の変更です。目標地図4枚目、△△地区の目標地図をご覧ください。地図左上の赤枠で囲んでいる部分が今回の変更地です。変更要因は利用権設定に伴う変更となります。

資料の通し番号31ページをご覧ください。□□地域です。□□地域は□□地区に変更がありました。目標地図5枚目、□□地区の目標地図をご覧ください。地図中央右端の赤枠で囲んでいる部分が今回の変更地です。申請地は認定農業者である〇〇〇〇さんが担い手となっている土地です。変更要因は農地転用の為の除外によるものです。

以上の変更内容につきまして、農業委員会、砺波農林振興センター、富山県農林水産公社、土地改良区、市内3農協といった関係機関に意見の聴取を行い、計画変更に向けて手続きを進めさせていただきます。

皆様におかれましても、今回の変更計画案につきまして、内容にご意見がございましたら、資料2ページ目の意見書にてご報告をお願いいたします。

なお、ご報告の際は9月18日(金)までにいただきますよう重ねてお願いいたします。期限を過ぎますと、ご意見がないものとして、変更に向けて手続きを進めてまいります。

今後も地域計画変更の際は皆様にご意見を伺うこととなります。皆様お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、ご協力をいただければ幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

続きまして農地パトロールについてです。第1回総会にて皆様にお願
いいたしました農地パトロールの調査依頼について、皆様、ご協力いた
だき誠にありがとうございます。稲刈り等でお忙しい中、実際に現地に
足を運んでいただき、現状把握にご尽力いただいていることと存じま
す。皆様のご協力なくしては、このパトロールは成り立ちません。心よ
り厚く御礼申し上げます。

ここで皆様に改めてお願いがございます。パトロールの実施期間は9
月30日（水）までとなっております。まだ調査がお済みでない箇所がご
ざいましたら、何卒ご対応いただけますよう、よろしくお願いいたします。
調査結果のご報告期間は、来月、10月7日までとなっております。
お手数ですが、10月7日までに、農業委員会事務局までご提出いただ
けますようお願い申し上げます。地域の健全な農地を守ることに直結する
大切な調査ですので、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、
心よりお願い申し上げます。

続きまして3件目、最後になりますが、本日の総会や農地パトロール
など、農業委員として活動を行った場合は、農業委員会活動記録簿に活
動をとりまとめ、事務局へ提出をお願いいたします。

活動が終了する都度ご提出いただいても良いですし、1月分まとめて
翌月にご提出いただいても大丈夫です。

活動記録簿につきましては、7月の組織委員会の際にお配りした活動
記録セットに様式及び記入例がございますので、ご活用いただければ幸
いです。なお、ご提出の際は、日時、活動時間、場所、活動項目は最低
限ご記入の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

本日はこの場に様式を用意しておりますので、本日の分をこの場です
ぐ記載して提出されたい方はお声掛けください。以上です。

議長 以上で議案等は終わりですが、皆さん意見はございませんか。

（意見無し）

議長 無いようでしたら、次回総会は10月7日（水）午後2時、302会議
室で開始となります。よろしいでしょうか。それでは閉会したいと思
います、ご苦勞様でした。

次回の農業委員会 令和8年10月7日（水）午後2時
（閉会時刻 午後2時36分）

議事録が正確であることを証します。

令和8年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長